

MERSコロナウイルスによる感染症疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(※)

MERSコロナウイルスによる感染症に罹患した疑いのある患者

平成26年5月16日現在
※当該対応は、今後の状況により変更予定。

医療機関

○情報提供が必要な患者かどうかの確認（ア又はイの要件に該当する者）

ア（下記2項目を全て満たす者）

・発熱と急性呼吸器症状があること（ただし、①～③の要件に全て該当する重症例に限る）

① 38℃以上の発熱と咳を伴う急性呼吸器症状がある

② 臨床的又は放射線学的に実質性肺病変（例：肺炎又はARDS）が疑われる

③ 他の感染症による又は他の病因によることが明らかな場合ではない

・発症前14日以内に対象地域*への渡航又は居住歴があること

イ（下記2項目を全て満たす者）

・発熱と急性呼吸器症状（軽症の場合を含む）があること

（ただし、他の感染症による又は他の病因によることが明らかな場合ではないこと）

・発症前14日以内に対象地域*において、医療機関の受診若しくは訪問歴があること、MERS確定例との接触歴があること又はラクダとの濃厚接触歴（例：未殺菌乳の喫食）があること

* 対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

○情報提供を求める患者の要件に合致した場合の保健所への情報提供

○主治医と保健所が相談の上、行政検査の実施の要否について、決定

○検査を実施する場合は、検体採取（下気道検体、鼻咽頭拭い液等）

情報提供
相談

保健所
○都道府県等へ報告
（患者情報及び検査実施の有無）

報告

都道府県等
○厚生労働省
へ報告

報告

厚生労働省

○医療機関から患者検体を確保し、地方衛生研究所へ搬入

検査を実施する場合

地方衛生研究所
○リアルタイムPCR検査実施

陽性

検査実施が
困難な場合

陰性

地方衛生研究所
○保健所へ報告
○検体を国立感染症研究所
ウイルス第三部へ送付

報告

保健所
○都道府県等へ報告
○医療機関へ報告

報告

都道府県等
○厚生労働省へ報告

報告

厚生労働省

送付

国立感染症研究所
○MERSコロナウイルスの確認検査の実施
○厚生労働省（結核感染症課）・検体送付元
の地方衛生研究所へ報告

陰性

陽性

厚生労働省
○当該都道府県等へ
連絡

厚生労働省
○当該都道府県等への連絡・
調整
○公表

連絡・調整

都道府県等
○医療機関へ報告
○厚生労働省と連絡・調整
○公表